5　自然環境トラスト活動促進事業に関する地域計画の内容
⑴　自然環境トラスト活動促進事業に係る自然環境トラスト活動を行う区域
⑵　自然環境トラスト活動促進事業に係る自然環境トラスト活動の内容
⑶　自然環境トラスト活動促進事業の内容
⑷　計画期間
⑸　その他自然環境トラスト活動促進事業の実施に関し必要な事項
6　自然環境トラスト活動基金の設置
第３　その他地域自然環境保全等事業及び自然環境トラスト活動促進事業の実施に関する重要事項
1　地域自然資産区域に関する基本的考え方
2　地域計画の作成に関する基本的考え方
⑴　協議会
⑵　土地の所有者等及び一般社団法人等による地域計画作成の提案
⑶　各種計画との調和
⑷　地域計画の評価及び柔軟な見直し
3　特例措置に係る手続
4　行政の役割
⑴　国の援助
⑵　土地の取得（国及び都道府県の役割）
⑶　広報活動等（国、都道府県及び市町村の役割）

はじめに

我が国には、我が国が南北約3,000kmにわたる島国であること、海岸や山岳まで大きな標高差がある複雑な地形があること、季節風の影響によりはっきりとした四季の変化があること等から、全国にわたって多様で豊かな自然環境が存在しています。また、国立公園等の人の手があまり加わっていない地域に加え、人が手を入れることで保たれてきた里山等が存在することが、その多様性を更に豊かにしています。

こうした自然環境を保全することは、水、大気、土壌、生物多様性といった人類の生存基盤を確保する上で非常に重要です。さらに、レクリエーション等において地域の生態系等の自然環境を損なわないような利用をする、里山において生物多様性の確保に配慮して生物資源の有効活用をする等、地域の自然的・社会的条件に応じた持続可能な利用を進めることが、我々の豊かな暮らしや健全な地域社会をつくっていくことにつながっています。

一方で、近年では、生息域の縮小による希少種の個体数の減少、脆弱な環境における利用者の集中による植生の踏み荒らし、外来種の導入による生態系の攪乱、人の暮らしの変化による里山の管理不足等、各地で自然環境の悪化が顕在化しています。

これまで、自然環境の保全や持続可能な利用に向けて国、都道府県又は市町村により様々な取組が行われてきていますが、その実施には、多大な労力や資金、地域の特色に応じたきめ細かな対応が必要となっています。優れた自然環境を保全し、将来の世代に継承することは、国、都道府県又は市町村の重要な責務です。一方で、公的資金による取組に加え、取組に要する費用の負担を利用者に求める、土地の取得、管理等を寄附金を募って行う等、取組に民間資金を用いることで、地域の自発的な取組が促進され、自然環境の保全と持続可能な利用がより一層促進されることが期待できます。

この度、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律（平成26年法律第85号。以下「法」という。）が議員立法によって制定されました。

この基本方針は、法第３条に基づき地域自然環境保全等事業や自然環境トラスト活動の意義と基本的考え方、地域計画の内容等の基本的事項等を定め、法の適正かつ円滑な運用により、民間資金を用いた地域の取組をより一層推進することを目指すものです。

第１　入域料に関する事項その他の地域自然環境保全等事業に関する基本的事項

1　「地域自然環境保全等事業」とは

「地域自然環境保全等事業」とは、地域の自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を図る上で重要な地域において、当該地域の自然環境を地域住民の資産として保全し、及びその持続可能な利用を推進するために実施する事業であって、このような事業を実施する区域に立ち入る者から収受する料金（以下「入域料」という。）が事業実施の経費に充てられるものをいいます。「地域自然環境保全等事業」には、優れた自然環境の保全・創出、希少な野生動植物の保護、生態系を攪乱する外来種の防除、自然環境調査、環境教育、普及啓発、利用上必要な施設の管理等の事業が含まれます。

2　地域自然環境保全等事業を行うことの意義

国や地域を代表する優れた自然の風景地や名勝地、野生動植物の生息・生育地、野外レクリエーションに適した自然地域等の中には、利用者の集中により土壌の流亡や地形の変化が生じたり、植生が荒廃したり、外来種の導入による生態系の攪乱が生じたり、管理の予算を十分に賄えずに利用施設の維持管理が十分にできなくなっている場合があります。

こうした状況の中で、国、都道府県又は市町村による公的資金を使った取組のみではなく、これらの地域を訪れる利用者に対しても必要な費用の一部を負担することについて協力を求めていくことは、地域の自然環境を保全し、持続可能な方法で利用していくための有効な方策の一つとなります。

3　地域自然環境保全等事業に関する基本的考え方

地域自然環境保全等事業は、地域ごとに、その自然条件や、土地の所有者等の意向、利用の状況等の社会条件を踏まえ、効果的で適切な内容とする必要があります。事業の内容としては、地域の自然環境を直接保全するものや適正な利用を推進するための普及啓発等、多様な取組が考えられます。公的資金による取組に加え、入域料を充てて、野生動植物の保護等の自然環境の保全や登山道の維持修繕等の持続可能な利用の推進のための事業を実施することで、地域の実情に応じたきめ細かな取組が可能となることが期待できます。

事業内容の検討と事業の実施に当たっては、事業により期待される自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に対する効果と入域料という形で事業の経費を担う利用者の負担との関係を考慮することが重要です。また、その目的を踏まえ、一方的な利用の促進を目指して過剰な施設整備を行うこと等によって、地域の自然環境に悪影響が生じないよう留意する必要があります。

なお、事業の実施主体は地域計画を作成する都道府県又は市町村ですが、当該都道府県又は市町村からの委託等によって、他の主体が事業を実施することも考えられます。また、複数の都道府県又は市町村が共同して計画を策定した場合に、当該都道府県又は市町村が協働・分担して事業を実施することも効果的です。

4　入域料に関する基本的考え方

⑴　検討に当たっての視点

都道府県又は市町村による自然環境の保全と持続可能な利用に関する取組は、都道府県又は市町村が自然環境の適正な保全を図る責務を有すること及び自然環境の恩恵は国民が広く享受していることに鑑み、公的資金を用いて行うことが基本ですが、利用者の負担による取組を適切に実施することで、自然環境の適正な保全と利用がより一層促進されることが期待できます。

入域料の検討に当たっては、国の関係行政機関、関係都道府県又は市町村、利害関係者等、当該地域の自然環境の保全や利用に関わりを有する多様な主体が参画する協議会を設置して検討する等、透明性や公平性を確保しつつ多角的な視点から検討を行うことにより、入域料を自然環境の保全及び持続可能な利用にとって効果的なものとすることが重要です。

なお、協力金等の任意の拠出を求める以外の方法で入域料を収受しようとする場合には、地方税法（昭和25年法律第226号）や地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、地方公共団体が別途条例を定め、分担金、法定外目的税等としてこれを行う必要があります。